

今後の検討の進め方について

平成20年 8月27日 宇宙基本法施行

9月12日 第1回宇宙開発戦略本部会合の開催

※ 今後、宇宙開発戦略本部会合については、必要に応じ、適宜開催

[検討課題]

- 平成21年度宇宙関係予算
- 宇宙基本計画の作成 [宇宙基本法第24条関連]
 - ・ 平成21年度初めを目途に作成する
- 宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等 [宇宙基本法附則第2条関連]
 - ・ 宇宙基本法施行後1年を目途に法制の整備その他の措置を講ずる
- 宇宙開発利用機関、宇宙開発利用に係る行政組織の在り方等に係る検討 [宇宙基本法附則第3条及び附則第4条関連]
 - ・ 宇宙基本法施行後1年を目途に結論を得る
- 宇宙活動に関する法制の整備 [宇宙基本法第35条関連]
 - ・ 宇宙基本法施行後2年を目途に法制を整備する